

## 愛知学院大学 大学院特別奨学生奨学金規程

(特別奨学生)

第1条 本大学院に特別奨学生制度を設ける。

(資格)

第2条 特別奨学生の資格は、学業人物共に優れ他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第3条 特別奨学生は、学年度ごとに選考し、その期間は当該年度とする。

(選考基準)

第4条 特別奨学生の選考基準は、次の通りとする。

- (1) 1年次生は、入学試験の成績優秀者を選考の対象とする。
- (2) 2年次生は、前年度の成績上位者を選考の対象とする。

(選考方法)

第5条 特別奨学生の選考方法及び人数は、次の通りとする。

- (1) 各研究科長が第4条該当者につき候補者を選考し、大学院委員会の議を経て理事会において決定する。
- (2) 特別奨学生は、各研究科専攻ごとに選考するものとし、その選出区分と人数は次の通りとする。なお、選出基準に関しては別に定める。
  - ①各研究科専攻ごとに各学年1名を原則とする。ただし、学年の在籍者が10名を超える場合は10名ごとに1名追加する。
  - ②3年次飛び級入学試験で入学した1年次生は、各研究科専攻ごとに成績上位3名以内とする。
  - ③留学生推薦入学試験で入学した1年次生は、各研究科専攻ごとに成績上位3名以内とする。

(奨学金)

第6条 特別奨学生には奨学金 300,000 円を交付する。

附則

この特別奨学生奨学金規程は文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策・薬科学研究科の博士前期課程（修士課程）に在籍する学生および歯学研究科（博士課程）1年次・薬学研究科（博士課程）1年次に在籍する学生に適用する。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

## 愛知学院大学大学院研究助成規程

### (目的)

第1条 愛知学院大学大学院学生の研究推進に資するため、次の研究助成を行う。

### (助成の種類)

第2条 研究助成は、次の各号の事項について行う。

- (1) 研究推進費
- (2) 学会参加費
- (3) 論文等複写費
- (4) 紀要刊行費

### (研究推進費)

第3条 研究推進費は、指導学生が在籍する教員が、研究推進上必要な図書・消耗品等を購入するための経費とする。

- 2 博士前期課程の学生1人年額3万円とする。
- 3 博士後期課程の学生1人年額5万円とする。
- 4 この研究推進費に係る予算は、大学院事務室が管理する。

### (学会参加費)

第4条 日本学術会議に登録している学会及びこれに準ずる学会の会員である博士後期課程在籍者がその学会の大会に参加発表する場合には、交通費・宿泊費の実費を「愛知学院国内出張規程」に準じて補助する。ただし、学生一人が申請できるのは年額5万円迄とし、前条3項にこれを含むものとする。

- 2 前項の補助を申請する場合は、指導教授の承認を得た願を提出しなければならない。

### (論文等複写費)

第5条 博士前期・後期課程の学生には、文献・資料等の複写費用として、年額5,000円分のプリペイドカードを年度当初に配付する。

- 2 在学延長の場合は、半期毎に2,500円分を配付する。

### (紀要刊行費)

第6条 大学院学生が発行する研究成果発表誌(紀要)の刊行に際し、印刷費の一部を補助する。

- 2 補助金額は、各研究科50万円を上限とする。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策研究科に適用する。